

令和元年度第Ⅱ期自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員・保険者研修事業

募 集 要 項

1. 目的

医療等の多様な視点からのアセスメント及びサービス提供を展開するための実践的な知識及び技術の修得を図ることにより、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止及び在宅療養(以下「自立支援・重度化防止等」という。)に係る推進役として活躍できる人材を育成する。

2. 実施主体

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課(以下「都」といいます。)

※研修実施機関：特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会(以下「CMAT」といいます。)
が都より委託を受けて実施します。

3. 受講対象者

(1) 区市町村が推薦する主任介護支援専門員

※原則として各コースの全日程(3日間)に参加できる者の推薦をお願いいたします。

(2) 区市町村職員

4. 研修日程・場所

Eコース、Fコースの日程のうちいずれかを選択し受講いただきます。

<Eコース>

	1日目	2日目	3日目
日程	12/24(火)	1/28(火)	2/19(水)
場所	ベルサール神保町	ベルサール神保町	ベルサール神保町

<Fコース>

	1日目	2日目	3日目
日程	1/9(木)	2/18(火)	2/28(金)
場所	ベルサール神保町	ベルサール神保町	ベルサール神保町

- ・ベルサール神保町:千代田区西神田 3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館 2・3F
(最寄り駅:東京メトロ東西線「九段下駅」から徒歩3分/都営新宿線「九段下駅」から徒歩4分)

5. 申込み方法及び提出期限

各区市町村において取りまとめの上、別紙3「自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員・保険者研修 研修推薦書」及び別紙4「自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員・保険者研修 区市町村職員受講票」を電子メールにて都宛に送付してください。なお、申込者が区市町村を通さず直接都へ申し込んだ場合は無効となります。

提出期限 令和元年11月12日(火曜日) 17時 厳守

6. 受講者の決定通知

令和元年11月に受講者の決定を行い、その決定に基づき区市町村宛に送付いたします。なお、別紙3「自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員・保険者研修 研修推薦書」1推薦者の欄に記載された被推薦者(ただし、別紙2「区市町村推薦者数一覧表」に示した各区市町村ごとの推薦者数を上限とします。)については、受講可とすることを予定しています。また、被推薦者が定員超えた場合、受講できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

区市町村職員の受講者については、各区市町村1名までは受講可とします。2名以上の希望者があり、調整が必要な場合にはご連絡させていただきます。

7. 受講料

無料

8. 研修カリキュラム(予定)

日程	科目	修得目標	内容	時間	形態	
1 日 目	1	挨拶、オリエンテーション		15分		
	2-1	「自立支援・重度化防止」について	多職種との連携からケアマネジャーに期待される役割を理解し、自立支援・重度化防止とは何かを考えることができる	80分	講義	
	2-2	「自立支援」について考える		共通の(複数の)事例に基づき、自立支援、重度化防止について検討するグループワークを行う。	90分	個人ワーク、GW
		「重度化防止」について考える				
	3	介護保険制度改正の概要及びその背景	介護保険制度や介護保険事業計画の仕組みを理解し、地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントの現状と課題について整理することができる	①介護保険制度の趣旨、制度改正の経緯(自立支援の考え、尊厳、評価指標の導入、公平・中立性等) ②介護報酬改定の流れから見えてくるケアマネジャーの役割(医療介護連携等) ③介護保険事業計画策定のための政策(7期基本指針)及び仕組みについて ④ケアマネジャーが介護保険事業計画策定に参画する必要性	60分	講義
	4	ケアマネジメントに関する基本方針	ケアマネジメントに関する保険者の基本方針について、保険者とケアマネジャーが共に意見を交わし合いながら作成するものであることを理解する	①ケアマネジメント支援に関する保険者の役割 ②自立支援・重度化防止におけるケアマネジメントの標準化と個別性 ③保険者の基本方針(ガイドライン)策定に関する取組事例の紹介 ④基本方針の策定とケアマネジャーが参画する必要性 ・各保険者が基本方針を策定する際の素案検討を地域のケアマネジャーとともに行う。 ・すでに策定済の場合は策定した過程の再検証を行う。	70分	講義、GW
				グループ発表、講評	30分	発表、講評
5	1日目の振り返り		受講者による振り返り及びアンケート記入	15分		

2 日 目	1	1日目の議論のまとめ		①同一区市町村の職員とケアマネジャーがグループを形成し、自らの区市町村が目指す「自立支援」、「重度化防止」及び「基本方針」について、再度確認・共有する。	20分	GW
	2	医療等の多様な視点からサービス提供を展開するための実践的な知識・技術	高齢者の在宅療養を継続させるため、多様な視点から自立支援・重度化防止の推進に向けたケアマネジャーの役割を整理することができる	(医療の基本的な視点) ①診療報酬(医療介護連携に関することを中心に) ②在宅医療と介護の連携に向けた取組 ③認知症高齢者支援に向けた取組 ④ケアマネジャーが地域医療構想等策定に参画する必要性 (看護の視点) ①看護の自立支援、重度化防止 ②倫理原則を踏まえた「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の紹介 ③訪問看護職の活用方法と実践例(難病、終末期等)	80分	講義
	3			グループワークを通して、自地域における在宅療養に関するケアマネジメントの課題について整理し、ケアマネジャーと行政職双方の立場から課題解決に向けた方策を考え共有する。	45分	個人ワーク、GW
				グループ発表、講評	30分	発表、講評
	4			(リハビリ専門職の視点) ①リハビリ専門職の自立支援、重度化防止 ②リハビリ専門職の活用方法と実践例(認知症等)	70分	講義、GW
	5	地域課題について	地域ケア会議等を通じて把握した地域課題について、主任ケアマネジャーやケアマネジャーが区市町村職員と共に地域課題の解決に向けた提案や働きかけを行う方法について学ぶ	地域ケア会議等における地域課題の把握及びその後の取組状況の紹介(実例を交えて)	50分	講義
	6			各地域の地域ケア会議等で明らかになった地域課題をどのように政策につなげ解決するかグループワークを通して考え共有する。また、2日間の研修を終え明日から地域で何に取り組んでいくのかグループワークを通して考える。	30分	個人ワーク、GW
	7			グループ発表、講評	20分	発表、講評
8	2日目の振り返り		受講者による振り返り及びアンケート記入	15分		

3 日 目	1	2日目の議論 のまとめ		①同一区市町村の職員とケアマネジャーがグループを形成し、自らの区市町村が抱える在宅療養に関する課題と解決策について、再度確認・共有する。	20分	GW
	2	スーパービジョンの基礎と 応用	スーパービジョンの理論、技法、地域での応用について理解する	②スーパービジョンに関する知識・技術とその応用的技法及び区市町村・地域包括支援センターがケアマネジメント支援を強化するためのスーパービジョン	120分	講義
	3	スーパービジョンのケアマネジメント支援への応用	質の高い介護支援専門員の養成を行うため、スーパービジョンの応用的方法を習得する	③個別の事例に関するスーパービジョン(個別スーパービジョン)	60分	講義
	4			④地域ケア会議等におけるスーパービジョン(グループ・スーパービジョン)	70分	個人ワーク、GW
	5			・グループにおける振り返り・技法の評価、記録作成	30分	GW・個人ワーク
	6			・グループ発表(6グループ)、講評	35分	発表、講評
	7	3日目の振り返り		受講者による振り返り及びアンケート記入	15分	

※受付開始は9時以降を予定しています。

※今後、時間割の入れ替え等変更が生じる可能性がございます。予めご了承ください。

9. 当研修で養成を目指す主任介護支援専門員の行動目標

- (1) 区市町村と連携し、区市町村が行う高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止及び在宅療養の推進に資する研修の開催や、地域の介護支援専門員へ自立支援・重度化防止の理念にもとづいた指導、助言など、地域の人材育成の役割を果たすことができる。
- (2) 個別課題から地域課題を抽出し、活用する地域資源の方向性や優先順位等に関する検討を実施の上、区市町村職員と共に地域課題の解決に向けた提案や働きかけを行うことができる。

10. 修了証書について

各日ごとに修了証書を発行します。なお、本研修の修了は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件である主任介護支援専門員としての資質向上要件（都が開催するケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図るための研修）に該当するものとして取り扱います（本研修の全課程を修了した場合は、3回分の研修受講記録とします。）。

11. その他

- (1) やむを得ない事情により受講日程を変更せざるを得ないときは事前にCMATにご相談ください。
申込み状況により変更できない場合もありますので、ご了承ください。
- (2) アンケート及びアクションプランシート
各研修日ごとにアンケート提出を依頼する予定ですのでご協力をお願いいたします。
- (3) 本研修の受講にあたっては、事前課題及び研修修了後に伝達研修等を行っていただくためのアクションプランシート等の提出を予定しています。詳細は受講決定時に改めてお知らせします。
- (4) 本年度の研修において提出された事例等を加工し、令和2年度の本研修で教材として活用させて頂く可能性がありますので、ご了承願います。

【問い合わせ先】

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-9-3 かすがビル10階
電 話 : 03-3263-5636
FAX : 03-3556-1543